

社会福祉法人角田共育ち会 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共育ち会の常勤役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは職員の所定勤務時間に相当する業務を行う場合をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の報酬等の総額)

第3条 報酬等の総額は、定款第22条により、評議員会において定める当該年度収支予算書の役員報酬支出額の範囲内とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第4条 職員の所定勤務時間に相当する業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。なお支払時期と方法については職員規程に準ずる。

2 施設の職員を兼務し、給与を支給される者に対しては、常勤役員の勤務報酬を支払わない。

3 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費)

第5条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する常勤役員は、この規定を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第7条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年7月17日より適用する。

附則

この規程は、平成30年3月1日より適用する

別表1

名称	報酬	備考
理事長業務報酬等(月額)	497,000円以下とする	職員兼務でない場合に限る。

別表2(日額)

旅費	宿泊費	その他
実費	実費(ただし上限20,000円)	実費